

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

埼玉県戸田市笹目三丁目十五番一号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号

（変更後）株式会社富士薬品 代表取締役 高柳昌幸

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十三番地

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

#### ハ 変更年月日

平成三十年三月一日

#### ニ 届出年月日

平成三十年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成三十年三月二十七日から平成三十年七月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十七日から平成三十年七月二十七日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課